

コラム Q & A

パチンコ必勝法

Q パチンコが趣味なのですが、雑誌でパチンコの必勝法を教えますという広告を見て、申し込みました。多額の情報料を支払ったのですが、どう考えても効果があるとは思えません。情報料の返還を求めることはできるでしょうか？

A 広告のあり方によっては、可能な場合があります。その雑誌には、どのような勧誘文句が記載されていますか。

Q 「確実に当たる」「絶対に稼げる」「100%勝てる」など、確実にパチンコで勝てるかのような内容です。

A 消費者契約法では、事業者が勧誘の際、「将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること」によって、消費者が「当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認」した場合には、その契約を取り消すことができるとされています。

そして、パチンコというのは偶然性が高く、勝つか負けるかは「不確実」であるにもかかわらず、「確実に」「絶対」「100%」勝てるといった「断定的」な表現で勧誘し、消費者に「この必勝法を使えば確実に勝てる」と誤認させた場合には、契約を取り消し、代金の返還を求めることができます。

Q 裁判所が判断した事案はあるのですか？

A このようなパチンコ必勝法被害は、比較的最近出始めたもので、裁判例もまだ多くはありませんが、近時、神戸地裁尼崎支部が「パチンコは偶然性が高く、確実に利益を生むように誤信させる宣伝、勧誘は消費者契約法違反なうえ、契約全体も社会的相当性を逸脱していて無効」と判断し、注目を集めました。

Q 私が勧誘されたときには、「確実に」「絶対」「100%」勝てるという広告がされていました。しかし、裁判を起した時点で、「確実に」「絶対」「100%」といった表現が削除されていたら、どうなるのでしょうか？

A 勧誘後、このような表現を削除したからといって、事業者が責任を免れることはできません。しかし、勧誘時に「確実に」「絶対」「100%」勝てるという広告がされていたということは、消費者の側で立証する必要があります。ですから、パチンコ必勝法被害にあったと思ったら、直ぐに、その業者の広告をコピーするなり、雑誌そのものを保管するなりして、証拠を保全しておく必要があります。

特に、上記の神戸地裁判決を受け、業者があわてて広告の文句を変更することが予想されます。今のうちに、証拠を保全しておくことが重要です。

